

企業会計基準委員会の活動状況

議題

(企業会計基準委員会からの報告)

項目

1. 前回基準諮問会議(第 39 回、2020 年 7 月 27 日開催)後の企業会計基準委員会(ASBJ)の活動状況は次のとおりである。

I. 新型コロナウイルス感染症への対応

2. 4 月以後の企業会計基準委員会及び各専門委員会は、ウェブ会議で開催している。当初、外部の傍聴は入れないこととしていたが、前回の基準諮問会議でいただいたご意見も踏まえ、10 月以後はウェブ会議の傍聴を人数無制限で可能としている。

II. 日本基準の開発

3. 日本基準を国際的に整合性あるものとするための取組みの状況は、以下のとおりである。

(1) 収益認識

- 企業会計基準第 29 号「収益認識に関する会計基準」では、会計基準における定めが明確であるものの、これに従った処理を行うことが実務上著しく困難な状況が市場関係者から提起された場合に「別途の対応」を図ることの可否を当委員会において判断することとしている。

2020 年 8 月に、電気事業連合会より、検針日基準に関する「別途の対応」についての提起を受けたため、同月より検討を開始している。

また、2020 年 10 月に、一般社団法人 日本ガス協会より、検針日基準に関する「別途の対応」についての提起を受けたため、併せて検討を行っている(別紙 1 を参照のこと)。

これらは、収益認識会計基準にしたがって収益を認識することとした場合、最終検針日から期末日までの顧客の電気・ガスの使用に応じた収益を見積る必要が生じることになるが、このような見積りを行うことが合理的ではあるとは言えないとの理由で、検針日基準による収益認識を認める代替的な取扱いが要望されている。

- 収益認識会計基準は、2021 年 4 月 1 日以後開始する連結会計年度及び事業年度の期首から適用される。

(2) リース

- 2019 年 3 月に、すべてのリースについて資産及び負債を認識するリースに関する会計基準の開発に着手することを決定した。

資料(1)

- 2020年2月の企業会計基準委員会において、以下の方向性の提案を行っている。
 - IFRS第16号の単一モデルを基礎として検討を進める。
 - IFRS第16号のすべての定めを採り入れるのではなく、主要な定めのみを採り入れることにより、簡素で利便性が高く、かつ、IFRS第16号の定めを個別財務諸表に用いても、基本的に修正が不要となることを目指す。
 - その上で、比較可能性を大きく損なわない範囲で代替的な取扱いを定める、ないし、経過的な措置を定めるなど、実務に配慮した方策を検討する。
 - 基準開発の方法としては、借手と貸手で齟齬が生じないよう、借手のための新しい基準を開発するのではなく、現行のリース会計基準を改正する。
- 2020年7月の企業会計基準委員会より、次の論点についての審議を行っている（別紙2を参照のこと）。
 - リースの定義及び所有権移転ファイナンス・リースの取扱い
 - リース期間
 - リースの識別

(3) 公正価値測定ガイダンス及び開示

- 企業会計基準第30号「時価の算定に関する会計基準」等を公表した際に、投資信託の時価の算定等については概ね1年をかけて検討することとしていた。
- 以下が論点であり、2020年5月より審議を行っている。現時点の提案は別紙3を参照のこと。
 - 金融資産を対象とした投資信託について、「時価の算定に関する会計基準」と異なる取扱いを認めるか。
 - 不動産を対象とした投資信託について、貸借対照表における時価評価に統一するか。
 - 組合について、時価の注記を求めるか。
- 企業会計基準第30号「時価の算定に関する会計基準」は、2021年4月1日以後開始する連結会計年度及び事業年度の期首から適用される。

(4) 金融商品

資料(1)

- 前回の基準諮問会議以後、審議を行っていない。
 - 今後、予想信用損失モデルに基づく金融資産の減損についての検討を行う予定である。
 - また、金融資産及び金融負債の分類及び測定について、今後、会計基準の開発に着手するか否かについて判断する予定である。
4. その他の日本基準の開発の状況は以下のとおりである。
- (1) 金利指標改革に起因する会計上の問題
- 2020年9月29日に、実務対応報告第40号「LIBORを参照する金融商品に関するヘッジ会計の取扱い」を公表した（別紙4を参照のこと）。
- (2) 取締役等の報酬等として金銭の払込み等を要しないで株式の発行等をする場合における会計処理の検討
- 2020年9月11日に、実務対応報告公開草案第60号「取締役の報酬等として株式を無償交付する取引に関する取扱い（案）」等（コメント期限：2020年11月11日）を公表している（別紙5-1及び5-2を参照のこと）。
- (3) 連結納税制度の見直しへの対応
- 実務対応報告第5号「連結納税制度を適用する場合の税効果会計に関する当面の取扱い（その1）」及び実務対応報告第7号「連結納税制度を適用する場合の税効果会計に関する当面の取扱い（その2）」を廃止し、グループ通算制度に対応する実務対応報告を公表することを検討しており、2021年1月に公開草案を公表することを目標としている（別紙6を参照のこと）。
- (4) 金融商品取引法上の「電子記録移転権利」又は資金決済法上の「暗号資産」に該当するICOトークンの発行・保有等に係る会計上の取扱い
- 金融商品取引法上の「電子記録移転権利」の発行及び保有について、公開草案を公表する予定である。
 - 資金決済法上の「暗号資産」に該当するICOトークンの発行・保有等に係る会計上の取扱いについては、会計上の論点の分析及び基準開発の必要性について、関係者からの意見を募集することを目的とした論点整理を公表する予定である。
5. 以下は、2019年10月に公表した中期運営方針に記載した事項であり、今後、検討することを予定している。
- (1) 開示（注記事項）に関する方針の整理

- これまで会計処理を定める会計基準を開発する際に開示（注記事項）についても定めてきたが、以下のような論点については、個々の会計基準の開発において対応が図られてきており、必ずしも方針が定まっていない。今後の会計基準を開発する際に参考とすべき方針を委員会として整理することが考えられる。
 - 単体財務諸表における開示
 - 重要性の考え方

ディスカッション・ポイント

企業会計基準委員会の日本基準の開発の状況について、ご意見をお伺いしたい。

III. 国際対応

(1) IASB の全体的な概況

① 概況

- 新型コロナウイルス感染症の感染拡大を受け、ボード会議はビデオ会議形式で行われている。ASAF 会議をはじめとする、IASB が主催する会議や、IASB のボード・メンバー及びスタッフによって行われる各種のアウトリーチも、ビデオ会議形式で行われている。
- 最近の主な公表物は、②のとおりであり、保険契約のプロジェクトが完了したことにより、ここ 10 年程で取り組んできた大規模なプロジェクトが完了した形となっている（概念フレームワーク、収益認識、リース、金融商品、保険）。
- 2021 年 6 月末をもって現議長の任期が満了し、IASB の取組みの方向性が変わる可能性があるものと考えられる。
- これまで我が国では、2011 年に実施されたアジェンダ・コンサルテーションにおいて、のれんの償却や OCI のリサイクルを始めとした当期純利益の有用性に関連するテーマに IASB が取り組むべきであると主張し、IASB もこれらを取り上げてきた。

のれんの償却に関するプロジェクトは進行中であるが、来年に 2022 年以後 5 年間のアジェンダを決めるアジェンダ・コンサルテーションが行われる予定であるため、今後、我が国として IASB が取り組むべきテーマを決めて主張していく必要がある。

資料(1)

(2019年12月に開催されたASAF会議において、当該アジェンダ・コンサルテーションに関する予備的な議論が行われ、ASBJからは「持分法」「OCIのリサイクリングに関するIFRS第9号「金融商品」及びIAS第19号「従業員給付」の適用後レビュー」「開示原則の開発」等に取り組むべきであると発言している。)

② 最近の主な公表物

- (a) IFRS第17号「保険契約」の改正(2020年6月)
- (b) 金利指標改革フェーズ2(2020年8月) –LIBOR公表停止に関する取扱い

③ 今後IASBから公表が予定されている公表物

- (a) ディスカッション・ペーパー「共通支配下の企業結合」(2020年11月)
- (b) 情報要請「IFRS第10号、IFRS第11号、IFRS第12号の適用後レビュー」(2020年12月)
- (c) 公開草案「料金規制活動」(2021年1月)
- (d) 公開草案「経営者による主要な説明」(2021年2月)(7ページの(参考)を参照のこと)
- (e) 情報要請「アジェンダ・コンサルテーション2020」(2021年3月)
- (f) 公開草案「的を絞った会計基準レベルの開示の見直し」(2021年3月)

(2) 企業結合に関する開示及びのれんの会計処理に関する対応

- 6. IASBから2020年3月にディスカッション・ペーパー(DP)「企業結合—開示、のれん及び減損」が公表されている(コメント期限:2020年12月31日)。
 - 当該DPでは、主に以下が取り扱われている(別紙7を参照のこと)。
 - 企業結合における取得に関する開示の改善
 - のれんの減損及び償却
 - 減損テストの簡素化
 - ASBJでは、より広範に我が国の関係者の意見を集約するために関係者にアウトリーチを実施し、コメント・レターの検討を行っている(別紙8を参照のこと)。
- 7. なお、FASBにおいてものれんの事後の会計処理に関する検討が続けられており、本年7月のボード会議において、6対1でのれんの償却の議論を継続することが決められている。

(3) IASBの基本財務諸表プロジェクト（財務業績の計算書の表示）への対応

8. IASB から 2019 年 12 月に基本財務諸表プロジェクトについての公開草案「全般的な表示及び開示」が公表されている（コメント期限：2020 年 9 月 30 日）。
- 当該公開草案では、以下が提案されている（別紙 9 を参照のこと）。
 - 純損益計算書上で「営業利益」を含む 3 つの新たな利益の小計
 - 経営者業績指標（MPM）の開示
 - 通例でない収益及び費用の注記
 - ASBJ は、2020 年 9 月 25 日に、コメント・レターを提出している（別紙 10 を参照のこと）。
 - 本件については、オールジャパンの対応を図るために、IFRS 対応方針協議会などでも議論が行われ、結果として、営業利益を残余として定義すべきではない点など、各団体（企業会計基準委員会、経団連、アナリスト協会、公認会計士協会）が同じ方向のコメント・レターを提出することとなった。
10 月 4 日及び 5 日に、IASB によるアウトリーチが実施され、上記の 4 団体が各団体のコメント・レターの内容を説明し、意見交換が行われた。

(4) 国際会議への参加の状況

9. 2020 年 3 月以降、全ての国際会議がビデオ会議に変更か中止となっており、前回の基準諮問会議以後、以下の国際会議に参加している。

2020 年 9 月 1 日	日中韓 3 か国会議	ウェブ会議
2020 年 9 月 21 日	多国間ネットワーク会議	ウェブ会議
2020 年 9 月 28 日－29 日	WSS 会議	ウェブ会議
2020 年 9 月 30 日－10 月 1 日	IFASS 会議	ウェブ会議
2020 年 10 月 2 日	会計基準アドバイザー・フォーラム（ASAF）	ウェブ会議
2020 年 10 月 26 日－27 日	FASB との定期協議	ウェブ会議

ディスカッション・ポイント

企業会計基準委員会の国際対応の状況について、ご意見をお伺いしたい。

(参考) 企業報告の分類

IASB は、財務諸表作成者が主要な利用者に提供する企業報告を次のように分類されると説明している。また、IASB が扱う範囲は(1)及び(2)であるとしている。企業会計基準委員会の日本基準における責任範囲は(1)であるが、IASB が(1)と(2)を責任範囲としていることから、ASBJ からの国際的な意見発信において(2)を取り扱うこともある

(1) 財務報告 (Financial Reporting)

- 財務諸表の他、以下の「(2)その他の財務報告」も含まれるとされている。

(2) (1) 及び (3) が重なる領域としての「(2)その他の財務報告」(Other Financial Reporting)

- 例えば、IASB が現在取り組んでいるプロジェクト「経営者による説明」は「(2)その他の財務報告」に含まれるとされている。

(3) より幅広い企業報告 (Wider Corporate Reporting)

- 例えば、公共政策報告書などが含まれるとされている。
- IFRS 財団は、2020 年 9 月 30 日に「サステナビリティ報告に関する協議ペーパー」を公表している (コメント期限 2020 年 12 月 31 日)。当該ペーパーでは、IASB とは別のサステナビリティ基準審議会 (Sustainability standard Board) を設置することについての意見を募集している。



以 上